

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂の概要等に対する委員意見及び意見に対する市の考え方

意見No.	資料ページ	施策体系コード	項目	協議会委員からの意見	市の考え方	担当課
1	1		全体	令和3年4月1日改正された鳥取県人権尊重の社会づくり条例(第1条及び第7条)をふまえて、3基本的施策の中に「差別を行ってはならない」ことの明記をお願いしたい。	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1基本方針と基本的施策に、「差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし」を追記し、人権が尊重される社会づくりの促進を図ります。	人権推進課
2			全体	子どもの人権問題と同じで、当事者の声を聴いて取り組むべき。第3次改訂は、「守ってあげる」から「当事者と一緒に」にシフトチェンジを。	本方針全体にかかるご意見であり、取扱いについて、今後、鳥取市差別のない人権尊重社会づくり協議会に諮りたいと考えます。	人権推進課
3			全体	差別事件への対応(被害者に寄り添った)部署の体制づくりが必要	差別や人権侵害が起こった場合は、国・県等の関係機関と連携し迅速な対応を行います。被害者に寄り添い、心理的ケアが必要なケースにはカウンセリングや専門機関の相談につなげることや、支援機関等とも連携した包括的な支援会議体を持ち、支援体制の充実に努めます。	人権推進課
4			全体	第2次改訂を行った際にも、事前に「実態把握調査」を行った後に改訂を行っている。今後は、実態把握調査を行った後に、実態を踏まえて改訂作業を行うことが望ましいと考える。	本市においては、「同和(部落)問題等」人権問題に関する意識調査(以下、「市民意識調査」という。)を10年に1度の実施することとしており、次期第4次改訂においては、市民意識調査の結果を反映します。	人権推進課
5	2		「同和問題(部落差別)」の表記	同和問題、(部落差別)に点は不要。第2次改訂の検討の際にも議論があったようですが、「部落差別問題」に表記を変更されたい。	表記については、第2次改訂のままとして、第4次改訂において検討を行います。	人権推進課
6	2		「病気に関わる人権問題」の表記	障がいと病気について。精神障がい(精神疾患の中でも主に妄想、幻覚、まとまりのない会話などの症状がある疾患群を指す)、精神病(日常生活や生活に困難をきたす、判断能力や行動のコントロールが著しく困難をきたす)の違いがあり、現行のままが良いのではないかと。	現行のとおりとして、素案とします。	人権推進課
7	2		「病気に関わる人権問題」の表記	「感染症等」とすると、感染症が協調され過ぎてしまうため、「病気(感染症含む)に関わる人の人権問題」としてはどうか。	現行のとおりとして、素案とします。	人権推進課
8	2		「病気に関わる人権問題」の表記	「感染症等」を追記する案であるが、一見すると「感染症」が主題となっていて、感染症を中心として病気を定義づけていると誤解される。なお、「感染症等」を追記する案は、新型コロナに関わる人権侵害を想定のことと考えるが、同時にハンセン病について過去に誤った対応が行われていたところであり、この点の論議も行っておく必要を感じる。 例1 感染症等を含む病気に関わる人の人権問題 例2 感染症等を含む様々な病気に関わる人の人権問題 例3 感染症等の、様々な病気に関わる人の人権問題 例4 感染症等、種々の病気に関わる人の人権問題 例5 様々な病気に関わる人の人権問題	現行のとおりとして、素案とします。	人権推進課
9	2		「アイヌの人々の人権問題」の表記	「アイヌの人権問題」としてはどうか。これだけ複数形の「人々」となっており気になる。	2019(令和元)年7月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法)」の標記でもアイヌの人々となっており、国や県においてもこの表現で統一された表記となっています。	人権推進課
10	2		「刑を終えて出所した人の人権問題」の表記	「犯罪を犯した人の人権問題」としてはどうか。留置所、刑務所、仮出所、保護観察、満期後、どうであれ人権は守られるべき。	「刑を終えて出所した(罪を償った)人の人権問題」として、素案とします。	人権推進課
11	2		「刑を終えて出所した人の人権問題」の表記	「刑を終えて出所した人」の項目は、対象者を出所した人に限らないものに変更する必要はないかという点について、刑を終えて出所した人に限らないとした場合、犯罪行為により他人の人権を著しく侵害した行為からわずかの時間(期間)しか経過していない人が、その対象に多く含まれる可能性があると思われる。被害者やその家族には、その行為によって引き起こされた苦痛や悲嘆など精神的な被害、経済的被害、日常生活における多くの負担等が長期に続くことが多いと言われているところ、新たに加える対象者への人権施策は、被害者・家族等の回復が未だなされていない時期と重なる可能性が高いのではないかと。このため、「対象を出所した人に限らないものに変更する」ことについては、積極的な立場になれないが、すべての人の人権という視点に立ち、特段の異議はない。	「刑を終えて出所した(罪を償った)人の人権問題」として、素案とします。	人権推進課

意見No.	資料ページ	施策体系コード	項目	協議会委員からの意見	市の考え方	担当課
12	2		「非正規雇用等による生活困窮者の人権問題」の表記	「非正規雇用等の」を削除することに賛成。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
13	2		分野別施策の項目立ての順序、表記	数字ではなく○での表記に賛成。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
14	2		分野別施策の項目立ての順序、表記	数字ではなく○での表記がよい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
15	2		分野別施策の項目立ての順序、表記	○の表記	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
16	2		分野別施策の項目立ての順序、表記	「人権はいずれも等しく尊重されなければならないものであり、項目に順序を付けないこととしてはどうか。」という点について、そのとおりだと思ふ。このため、順番を付けないことに賛成する。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
17	6		聞き取り表	2施策の要望で、○鳥取県が実施した困りごと調査の具体例が、「まちなか生活実態」となっていますが、間違っている。 ※聞き取りの際には、2020年度に鳥取県が実施した「鳥取県被差別部落住民生活困りごと調査」について話をしたがなぜか？	お詫びして、訂正します。	人権推進課
18	41	3-1-1-6	全体	それぞれの分野での課題は、すべての人々が人権意識の高揚のための学校教育、社会教育の充実だと思ふ。 人権施策基本方針に基づき、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立って施策を総合的、効果的に推進してほしい。	本方針全体にかかるご意見であり、取扱いについて、今後、鳥取市差別のない人権尊重社会づくり協議会に諮りたいと考えます。	人権推進課
19	41	3-1-2-5	人権意識の高揚を図る取組	「差別の在り様の変化が大きく複雑化しているため、リテラシー教育が必要」という趣旨の文言が必要ではないか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。 具体的には、さまざまな人権問題の取組のインターネットにおける人権問題に記載しています。	人権推進課
20	44	4-1-2-1	同和問題(部落問題)	「地域における課題の教材化を図り、より身近な課題として啓発にあたる」があったほうがよい。	各人権福祉センターを基軸とした現地研修会等を積極的に実施し、身近な啓発活動として実施していきたいと考えます。	人権推進課
21	45 56	4-1-2-5 4-8-2-4	同和問題(部落問題) 個人のプライバシーの保護	市民の戸籍等の不正取得を抑止するため、2012年8月15日に「本人通知制度」(以下「制度」という。)が施行された。本制度は「鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」に基づき、事前登録を行った者を対象に通知するものだが、施行から9年が経過、毎年、制度の周知を行っているが登録者数は増えていない。 このような状況の中で、2021年8月に発覚した栃木県の行政書士戸籍謄本等不正取得事件では、鳥取市においても7件の取得が判明した。事前登録をしていなければ、取得された事実は本人に通知されない。 この際、住民票の写し等を第三者(8士業(弁理士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)に交付した場合、事前登録の有無に関わらず、本人に通知する制度に改めるなど、不正取得を許さない鳥取市の抑止力を高めるために、抜本的見直しを進めていただきたい。	【人権推進課】 本市で本人通知制度が施行されてから、9年近くの年月の中で、いまだに悪質な不正取得事件が全国で横行している現状をみると、慙愧の念に堪えません。今後も、市のホームページ、市報、ケーブルテレビの文字情報での広報の他、研修会においても「本人通知制度」の周知を図り、不正取得の防止に取り組んでまいります。 【市民課】 本市では、第三者請求に限らず、本人以外の方が戸籍等を請求された場合、日々の業務の中で、申請者の本人確認、委任状の内容、使用目的、法令上の取得の可否の確認、聞き取りを行っており、不正取得の防止のためには、継続して厳密な審査の徹底を図ることが重要と考えております。 また、本人通知制度を運用し、戸籍等の不正請求の抑止、不正取得による個人の権利の侵害の防止に努めているところです。 今後も、市のホームページ、市報、ケーブルテレビの文字情報、証明書持ち帰り用封筒等を用いて本人通知制度の周知を行い、一人でも多くの方にご理解いただき、本制度に登録していただけるよう取り組んでまいります。	人権推進課 市民課
22	—	4-2-1	男女共同参画に関する人権問題	日本のジェンダーギャップ指数(男女格差をはかるもの)は低く、格差の是正の取り組み継続が必要ではないか。	2023年のジェンダーギャップ指数では、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4分野のうち、特に「経済」、「政治」の分野において達成率が低くなっています。現行の第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランにおいて、「働く場における女性の活躍推進」、「地域・社会活動における男女共同参画の推進」を目標に掲げ取り組んでいるところであり、引き続きその取組を加速させていきます。	男女共同参画課
23	47	4-2-2-7	男女共同参画に関する人権問題	DV被害者の多くは女性だが、男性も対応する文言を入れた方がよいのではないか。	令和元年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性の11.6%が、男性では4.4%がDVを直接受けたことがあるとの回答がありました。DVの被害者は、女性だけではなく男性も被害者になりうることから、男性についても言及したいと考えています。	男女共同参画課

意見No.	資料ページ	施策体系コード	項目	協議会委員からの意見	市の考え方	担当課
24	48	4-3-2-1	障がいのある人の人権問題	障がい者の意思決定支援に配慮していただく際には、本人、その支援者、そして周囲の人等に対して、障がい者のための情報を得やすくしたり、決定された意思を伝えやすくしたり、その決定に対する支援の結果等を分かりやすくお伝えする必要があります。これらの配慮事項が盛り込まれた具体的な基本方針にしていきたい。地域共生社会の実現に向けては、地域相談支援事業所や地域生活体験施設の設置、コーディネイト役など専門人材の人選・育成・配置、緊急時の相談受け入れ体制の整備、グループホーム・障がい者支援施設の設置支援、在宅医療体制の整備など、多くの施策を県と共同して推進していただいていると思うが、より多くの方に活用していただくためには、分かりやすい情報提供が必要。それら既存の事業のさらなる周知をお願いする。	前段については、国の第5次障害者基本計画の内容を踏まえて記載内容を修正しました。 後段については、貴重なご意見ありがとうございました。 (参考意見につき記載内容追記なし)	障がい福祉課
25	48	4-3-2-2	障がいのある人の人権問題	国、県、関係機関、福祉サービス事業所等と連携しながら多くの福祉施策を進めていただいていると思う。従って、もう少し具体的な例をあげて提示された方が分かりやすいと思う。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	障がい福祉課
26	48	4-3-2-3	障がいのある人の人権問題	成年後見制度の利用促進の状況については、認知率80%に対して利用率は10%程度と、かなり高いハードルがあるよう。例えば、裁判所が一度任命すると、変更や取りやめが難しいとか、対象者の状況にそった支援をするためには、その方の障がいを深く理解していないといけなとか。このハードルが高いままで利用率だけを上げることはとても難しいと思う。鳥取市の場合、費用の助成制度を継続していただけるようなのでとても助かるが、制度そのものを使いやすいものにする必要があると思うので、法改正後の対応も検討していただきたい。 多くの課題がある中でも、必要な時だけピンポイントで利用できる制度があれば助かる。市としても成年後見制度とは別に検討していただければ助かる。	貴重なご意見ありがとうございました。 (参考意見につき記載内容修正なし)	障がい福祉課
27	48	4-3-2-3	障がいのある人の人権問題	4-3-2-4にあるように「障がいのある人や家族・・・理解」と、障がいを有する人だけではなく、その家族のサポートにも視点を当ててもよいと考える。	国の第5次障害者基本計画の内容を踏まえて記載内容を修正しました。	障がい福祉課
28	48	4-3-2-4	障がいのある人の人権問題	「社会モデル」を「障がいの社会モデル」、「社会的障壁」を「社会的障壁(バリア)」としたほうが、具体的で分かりやすいのではないかと。一般的な表記としても多く用いられている。	ご意見のとおり記載内容を修正しました。	障がい福祉課
29	48	4-3-2-4	障がいのある人の人権問題	障がい者差別について述べると、障がいに対する理解が足りないために、その人に起きてしまっているケースが多いと思う。定義が難しい差別の問題を、どう対処するかと考えるのではなく、障がいを理解することのできる取り組みを普及し、地域の中で共生していける社会づくりを今の市の方針に沿って進めていただけると嬉しい。そうすれば日常生活の困り感は解消されていくと思う。 今も市民参加型の啓発や広報が行われていると思う。引き続き、ふれあい広場のような取り組みや、ふれあいアート活動のような催しを開催出来るための環境づくりや予算措置をお願いする。	貴重なご意見ありがとうございました。 (参考意見につき記載内容修正なし)	障がい福祉課
30	50 51 52	4-4-2-1 4-4-2-2 4-4-2-3 4-4-2-4 4-4-2-5 4-4-2-6 4-4-2-7 4-4-2-8 4-4-2-9	子どもの人権問題	「子どもの声を聴いて取り組む」をすべてに入れてほしい。子育て支援に対しては、当事者である保護者の声を聴いて取り組む。その理由は資料9～10ページ「子どもの人権問題」の関係団体等聞き取り表に記載のとおり。 「子ども基本法(令和5年4月1日施行)」に合致させる必要がある。資料50～52ページ「子どもの人権問題」は、法第11条の「子ども施策に対する子ども等の意見の反映(義務化)」に合致していない。 <参考> 第11条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	【こども未来課】 本年度、本市ではこども基本法第11条に基づき、こどもの意見を聴く「こども会議」の実施や、こどもや保護者等へのニーズ調査を実施する予定であり、令和6年度には、こどもとその保護者等の意見を反映した新たな「こども計画」を策定する予定です。「鳥取市人権施策基本方針(第3次改訂)」においても、「子どもの人権」の「施策の推進方針」に追記いたします。	こども未来課 (総合教育センター)
31	51	4-4-2-2	子どもの人権問題	2022(令和4)年12月10日、参院本会議で、民法822条の懲戒権削除、ならびに、体罰などの禁止を定めた民法等の一部改正が可決成立した。永らく、日本の社会の中で、教育の現場や親権による指導の際に、体罰による方法を良しとする風潮の法的根拠とされてきたものとのことである。 現状、学校教育法11条では「教育上必要・・・懲戒を加えることができる。」とのことであるが、特に部活動やスポーツ少年団活動など、暴力指導の再生産を断ち切るため、懲戒に寄らない指導方法の確立に向けた努力を明記すべきと考える。	貴重なご意見ありがとうございました。 (参考意見につき記載内容修正なし) なお、この基本方針には記載しませんが、スポーツ庁と文化庁が出している「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にも明記されており、本市において実施していきたいと考えています。	総合教育センター
32	51	4-4-2-3	子どもの人権問題	「ヤングケアラー」の早期発見、対応に関する文言を明確に出した方がよいのではないかと。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	こども家庭相談センター

意見No.	資料ページ	施策体系コード	項目	協議会委員からの意見	市の考え方	担当課
33	53	4-5-2-4	高齢者の人権問題	R5.6に出された「認知症基本法」にかかる具体的対応(理解・共生)、啓発を盛り込んでどうか。	認知症基本法案が可決成立し、今後施行されます。本市が進めている認知症施策の考え方に大きな変更はありませんが、さらなる取組みの推進が必要と考えています。施策の推進方針に法案名を追記し、地域共生社会の実現も加えます。	長寿社会課
34			外国人の人権問題	まだ、市内には数百名の在日韓国・朝鮮が居住していて、市民である。背景には、歴史的経緯がある。他の外国人とは違う。行政の対応として、全般的な外国人問題とは別途に制度的な差別を取り払い、その上で根強い蔑視感等で顕在化しているヘイトスピーチ、ヘイトクライムに対処してほしい。包括的差別禁止条例等が必要であり、人権を標榜するならば、国籍民族を越えて「在日」に市民権を、具体的に言えば参政権や住民投票権を与えるべきである。先ず、「在日」に人権を付与してこそ、外国人問題が見える筈である。	施策の推進方針に記載したとおり、「ヘイトスピーチ解消法」の周知と各種取組を進めるとともに、在留外国人や関係団体などの情報共有・意見交換を通じて、在留外国人の市政参画を推進していくこととしました。なお、住民投票における投票資格要件については、今後の事案に応じて全国の状況を踏まえつつ検討してまいります。	文化交流課
35	54	4-6-2-2	外国人の人権問題	「市政参画」という文言はあるが…(参政権は実現していない状況に市独自の動きがあってよいと考える。市民だから)。	意見40に対する記載と同様	文化交流課
36	55	4-7-2-1	病気に関わる人の人権問題	ハンセン病にかかる人権侵害について、その背景や現状を学習することは、コロナ感染症でも同様のことが起きている。繰り返さないためにも、教育啓発は重要だと思う。	本方針全体にかかるご意見であり、取扱いについて、今後、鳥取市差別のない人権尊重社会づくり協議会に諮りたいと考えます。	人権推進課
37	57	4-9-2-1	アイヌの人々の人権問題	北海道に施設「うぼぼい」が「先住民族の尊厳を尊重し、差別のない豊かな文化を持ち社会を築いていくための拠点」ができました。その意義や、差別の存在について明記しては？	ご意見のとおり記載内容を修正しました。	人権推進課
38	57	4-10-2-1	刑を終えて出所した人の人権問題	文言は変えなくてもよいと考えるが、当事者が迷うことなく相談できる体制は、再犯防止にも大きな役割があると思う。相談支援の充実など。	相談支援の充実に関して、関係機関と連携をより一層図りたいと考える。	人権推進課
39	58	4-12-2-1	性的マイノリティの人権問題	①「LGBT」の表記よりも「LGBTQ」の方が現実に近いと思う。 ②「性的マイノリティ」という書き方については、推進方針の文言にあるように「一人一人の性の在り様は、個性と同じで一人一人違う」というように、性的なマイノリティなのかという疑問がある。	基本方針への加筆、修正は未対応。その理由は次のとおり。 ①表記については特に定めがあるものではなく、最近では、LGBTQの代わりにSOGI(「Sexual Orientation and Gender Identity」の略語)が使われることがある。SOGIは、誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っているという考え方で「性指向と性のアイデンティティ」を意味する。法律の制定を機とした使われ方に注目し、改訂作業に反映させていきたい。 ②性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいい、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味であり、現時点では国や県においても使用されており、本市においてもこの表記を使用することとしているが、法律の制定を機とした使われ方に注目し、改訂作業に反映させていきたい。	人権推進課
40	60	4-15-2-2	インターネットにおける人権問題	インターネットに対する規制の問題に取り組むことが必要	国、県への要望を引き続き行う。	人権推進課
41	60	4-16-1	災害時における人権問題	①孤立孤独の状態、救助、支援から外れる人の存在が問題。 ②発災のたびにボランティアセンター等が立ち上がり、素早い対応ができない場合が多い。	①孤立や孤独を理由として救助や支援から外れる方を無くするよう、避難行動要支援者支援制度や災害ケースマネジメント体制の構築に努める旨を記載します。 ②災害時のボランティア活動については、施策の推進方針⑤に包含しています。なお、ボランティアセンターについては、センターの運営主体となる市社協と市で運営に関する協定を令和5年4月に締結し、初動を含めた運営体制の構築に努めます。	危機管理課
42	60	4-16-2-1	災害時における人権問題	①平素から要配慮者の把握は必須。孤立、孤独につながらない体制づくり。取りこぼしのない支援をするために、地域において情報共有を図れるよう、関係者、団体との連携強化、市民啓発を継続することが大変重要です。 ②「広域避難者対応」の内容も入れていただきたい。生活が180度変化する広域避難者は、声を上げにくく、存在さえも把握されにくい状況におかれがち。避難先の市民としての生活再建のため、また、トラウマや精神的な不安を抱えている人たちの保護や、環境整備が必要。広域避難者の存在を理解する市民啓発も欠かせない。	①市民がお互いに助け合い、要配慮者支援への理解が進展するよう、自治会や自主防災会などと協力して避難行動要支援者制度の周知・啓発を行う旨の記載を行います。 ②広域避難者を含めた被災者の支援にあたっては、被災者それぞれの困りごとを受け止め、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を進めるため、災害ケースマネジメント体制の構築に努める旨を記載します。	危機管理課

意見提案総数：9人(42件)